

大村市立桜が原中学校いじめ防止基本方針

【 学校基本方針の目的 】

いじめの問題への対策を学校、家庭、地域社会が一丸となって進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定されたいじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにする。

(定義) 第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ防止対策推進法より 抜粋

【 めざす生徒像 】

本校のめざす生徒像である「心豊かで、礼儀正しく、思いやりのある生徒」の具体的な姿として、以下の生徒を育成する。

- (1) 相手の痛みや苦しみを共感し、ともに励まし合う生徒を育成する。
- (2) 望ましい道徳性と規範意識をもち、不正を正そうと努める生徒を育成する
- (3) 人権に関する理解を深め、生命尊重の精神や人権感覚を身につけた生徒を育成する。

【 いじめ対策委員会 】

いじめの防止を実効的に行うとともに、いじめ発生時の速やかな対応を図るため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

< 構成員 > 校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、学年主任、学校支援会議員（緊急開催時）

< 活 動 > ①アンケート調査並びに教育相談に関すること。
②いじめ問題に関する生徒の理解を深めること。
③いじめ事案に対する対応に関すること。

< 開 催 > 毎週1回の生徒指導部会を活用し、月1回の定例会を開催する。なお、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

【 P T A 及び関係機関等との連携 】

- ・ P T A の各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換をする場を設ける。
- ・ 授業参観や保護者懇談会の開催、ホームページ、学校・学級だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・ インターネットによるトラブルやいじめについて、保護者に広く啓発して家庭での目配りを依頼する。

《 いじめ問題への取組 》

【 いじめの防止 】

- (1) 人権教育の充実
 - ・生徒が人を思いやることができるよう、人権教育を基盤とした学年・学級経営に努める。
- (2) 道徳教育の充実
 - ・道徳の授業により、未発達な考えや道徳的判断力の低さからおこる「いじめ」を未然防止する。
- (3) 体験活動の充実
 - ・グループワークや就業体験、創作活動等の発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、他者や社会との直接的な関わりを教育活動に取り入れる。
- (4) コミュニケーション活動の重視
 - ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を設け、対等で豊かな人間関係を築くことに努める。
 - ・生徒会活動を通して、あいさつ運動の充実を図る。

【 いじめの早期発見 】

- (1) 日々の観察
 - ・教職員が生徒とともに過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
 - ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に気を配り、教職員が常に生徒のそばにいることを目指す。
 - ・いじめの相談窓口があることを知らせる掲示や広報物を作成し、相談しやすい環境づくりを行う。
- (2) 生活ノート等の活用
 - ・生活ノート、連絡ノート等を活用することによって、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
 - ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問を実施し、迅速な対応をする。
- (3) 教育相談の実施
 - ・毎月のいじめ実態調査アンケートを実施し、教育相談に活用する。
 - ・日常生活の中での教職員の声かけ等を通して、生徒が日常的に相談しやすい環境をつくる。
 - ・年に3回の定期教育相談の実施により、全生徒に対する教育相談の場を設ける。

【 いじめに対する措置 】

- (1) 正確な実態把握
 - ・当事者双方、周りの生徒から個々に聴き取り、記録する。
 - ・関係職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。
- (2) 指導方針、体制の決定
 - ・校長を中心に教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
 - ・指導体制を整え、対応する職員の役割を明確にする。
- (3) 生徒への指導・支援
 - ・いじめの事実を確認し、即刻いじめをやめさせ、再発防止のために、いじめた生徒への指導とその保護者への助言を継続的かつ定期的に行う。
 - ・いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための措置を講ずる。
- (4) 保護者との連携
 - ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、事案解消のための具体的な対策について説明する。
- (5) 今後の対応
 - ・スクールカウンセラーを活用し、生徒の心のケアを図る。

【 重大事態発生時の対処 】

生命・心身又は財産に重大な被害が応じた疑いや、相当の期間学校を欠席することなく余儀なくされている場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事案が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、いじめ対策委員会を基盤とした対処のための組織を設置する。
- (3) 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。